

経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号【4-1】の認定について

手続きについて

- ① 市ウェブページから書式をダウンロードし、申請書を作成して下さい。
- ② 必要書類を揃えて、商工観光課へ提出して下さい。
申請は金融機関による代理申請も可能です。その場合は委任状が必要です。
申請は電話による事前予約制です。（下記問合せ先参照）
予約なく来庁された場合、当日の予約状況等により、対応できない場合があります。
- ③ 認定書を申請の翌業務日以降に原則として郵送で交付いたします。
- ④ 認定書の申込期間内（市の認定日から30日以内）に、金融機関又は信用保証協会に対して保証申込をして下さい。
- ⑤ 法人の認定申請は、本社登記及び事業所が八千代市内にあることが条件となります。
- ⑥ 個人の認定申請は、主たる事業所が八千代市内にあることが条件となります。

認定要件

セーフティネット保証4号の指定事業者に対し、以下のいずれかの要件を満たしていること。

認定要件（4-1）

災害等が発生した後の最近1か月の売上高等が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、最近1か月のその後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。

《提出書類》

※書類の「%表示」は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表記すること。
四捨五入によって認定要件に必要な融資構成率、減少率を満たすことは不可。

提出書類		備考・注意事項	✓欄
〔法人・個人共通〕	①認定申請書(4-1)	円単位で表記のこと。	
	②確定申告書(直近1期分)【写し】	【個人】青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告) 【法人】決算書及び法人事業概況説明書を併せて添付すること。	
	③最近1か月間の売上高等がわかる資料		
	④③の期間に対応する前年同月の1か月間の売上高等がわかる資料	試算表、元帳または売上台帳、売上先への請求書の写し等。	
	⑤③の期間後2か月間の売上等の実績見込みがわかる資料		
	⑥⑤の期間に対応する前年の2か月間の売上高等がわかる資料		
	⑦委任状(任意様式)	代理人(金融機関等)が認定申請手続きを行う場合は添付すること。	
〔法人〕	商業登記簿履歴事項全部証明書【写し】	インターネット取得のものでも可。	
〔個人〕	開業届または許認可【写し】	インターネット取得のものでも可。	

※1 指定事業者…中小企業庁のホームページで確認する事が出来ます。

※2 最近1か月とは、災害等が発生した月の翌月

問合せ先：八千代市商工観光課（Tel.047-421-6761）